

鳥取県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎555-2	平成23年12月1日
〃	〃	訪問リハビリテーションゆうとぴあ	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	介護予防訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎555-2	平成23年12月1日
〃	〃	介護予防訪問リハビリテーションゆうとぴあ	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	居宅介護支援事業所真誠会	米子市河崎555-2	平成23年12月1日